

報告事項 3

おまるめ山バスの運行改善に係る運賃分科会での協議結果について

令和7年12月22日提出

東広島市地域公共交通会議
会長 塚井 誠人

1 報告内容

令和7年10月22日付け、第1回東広島市地域公共交通会議運賃分科会において、令和8年2月から開始するおまるめ山バスの運行改善に係る運賃（運行改善後も運賃据え置き）について審議を行い、協議が調ったため報告をするものである。

なお、令和8年2月から開始するルート及びダイヤの改正については、第2回東広島市地域公共交通会議において、協議が調っている。

2 協議が調っていることの証明書

別紙「資料5」のとおり

※なお、協議が調っていることの証明書「2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間」と「3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法」の資料は第2回東広島市地域公共交通会議において協議しているため省略。

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和7年10月22日付け東広島市地域公共交通会議運賃分科会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

小谷地域公共交通「おまるめ山バス」 全線

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

別紙のとおり

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

別添1のとおり

令和7年11月21日

東広島市地域公共交通会議会運賃分科会